

秋田市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和7年4月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人幸泉 会	ショートス テイやまゆ り	秋田市飯島川端 一丁目2番5号	令和7年3月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会社 ニチイ学 館	ニチイケア センター御 所野	秋田市御所野元 町三丁目3番3 号	令和7年3月31日	通所介護
社会福祉 法人秋田 市社会福 祉協議会	秋田市社協 ホームヘル パー事業所	秋田市八橋南一 丁目8番2号	令和7年3月31日	訪問介護

医療法人 久幸会	りんどうの 家	秋田市手形字山 崎164番地2	令和7年3月31日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護
株式会社 総合医療 福祉サー ビス	ケアセンタ ー港北	秋田市土崎港北 七丁目1番17号	令和7年3月31日	認知症対応 型通所介 護、介護予 防認知症対 応型通所介 護